

児童手当の現況届について

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の養育状況や所得など)を満たしているかどうかを確認するものです。

令和3年度までは、全ての受給者の方に提出をお願いしておりましたが、令和4年6月から一部の方を除き不要となっています。ただし、次に該当する方は、引き続き現況届の提出が必要です。

現況届の提出が必要な方

- ① 住民票の住所が異なる支給要件児童を養育している方(別居監護)
- ② 配偶者からの暴力等により、住民票の住所と異なる市区町村で児童手当等を受給している方
- ③ 戸籍および住民票がない支給要件児童を養育する方
- ④ 離婚協議中で配偶者と別居している方
- ⑤ 未成年後見人、施設等の受給者
- ⑥ その他、うるま市から提出の案内があった方

提出期限

令和6年 **6月28日(金)**まで

※該当する方へ6月に提出の案内を送付します。期限までにこども家庭課に提出をお願いします。
提出がない場合は、6月分以降(10月支給)の**児童手当等の支払いができません**ので、忘れずに提出してください。

【お問合せ】 こども家庭課 児童係 ☎973-4983

令和5年度 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

令和5年4月1日～令和6年3月31日 を公表いたします。

情報公開制度とは 市が保有している情報を知りたいときに、いつ・誰でも情報の公開を請求することができる権利を保障するものです。
個人情報保護制度とは 市が保有する個人情報の適正な取扱いルールを定めるとともに、自己情報をコントロールする権利(自分に関する情報の開示や訂正等を請求する権利)を保障するものです。

実施機関	情報公開制度に基づく公文書公開状況(単位:件)							個人情報保護制度に基づく自己情報開示等状況(単位:件)						
	請求件数	決定内容				請求取下げ	審査請求	請求件数	決定内容				請求取下げ	審査請求
市長		公開	一部公開	非公開	公文書不存在による請求拒否				全部開示	一部開示	不開示	個人情報不存在による請求拒否		
総務部	8	0	0	0	8	0	0	3	3	0	0	0	0	0
企画部	19	4	1	0	17	0	0	1	0	0	1	0	0	0
財務部	14	1	2	1	11	0	0	1	1	0	0	0	0	0
福祉部	13	5	3	0	11	0	0	4	1	0	0	0	0	0
こども未来部	15	0	3	0	12	0	0	2	0	0	0	0	0	0
市民生活部	15	2	2	0	13	0	0	8	5	0	4	0	0	0
経済産業部	10	0	1	1	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産部	8	0	2	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都市建設部	29	5	6	2	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水道部	10	2	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会計課	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	143	19	20	4	116	0	0	19	10	0	5	0	0	0
教育委員会	22	1	2	1	18	0	0	1	1	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防長	5	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	5	1	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	183	22	24	6	148	0	0	20	11	0	5	0	0	0

※うるま市情報公開条例第25条及び同条例施行規則第12条、うるま市個人情報の保護に関する法律施行条例第11条に基づいて公表しています。

※1つの請求に対して複数の決定を行うこともあるため、請求件数と決定内容の合計は必ずしも一致しません。

☆情報の公開等の請求は、市役所本庁舎西棟3階 市政情報センター(総務部総務政策課内)へお越しくください。

【お問合せ】 総務政策課 文書情報係 ☎973-0606